平成２１年（フ）第１２４２号
埼玉県加須市大字水深783番地９、住民票上の住所さいたま市北区日進町２丁目４番地１ベリーナフォート大宮806
債務者　白井　徹人
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　敏男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５００号
和歌山県紀の川市桃山町最上738番地２
債務者　山見　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月18日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第７８４号
熊本市新屋敷３丁目16番７―1402号
債務者　西口　霧子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　大知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１６２６号
札幌市中央区南16条西13丁目１番13号
債務者　松尾　芳子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１１６号
札幌市白石区南郷通20丁目南１番30―301号
債務者　井上　一三
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４７２号
札幌市中央区北２条東12丁目98番地10
債務者　富田　和惠
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５１３号
札幌市北区北37条西３丁目２番36号　ハウス楡の木Ｂ―13号
債務者　前田五奈江
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５３８号
札幌市北区北23条西３丁目１番１―702号
債務者　相澤かず子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６６号
北海道千歳市桂木２丁目３番４号、申立時の住所北海道千歳市大和４丁目１番15―Ａ―503号
債務者　川村　英樹
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５９２号
札幌市東区伏古13条４丁目５番18号　ベル101号
債務者　川口　智幸
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６４９号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目１番６―405号
債務者　今野　和美
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６８８号
札幌市北区屯田６条10丁目５番30号
債務者　上原　康則
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６８９号
札幌市北区屯田６条10丁目５番30号
債務者　上原　美加
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７０５号
札幌市西区二十四軒１条５丁目３番５号　グリーンコーポ１号
債務者　竹田　雅好
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３９号
札幌市白石区菊水上町４条２丁目136番地
債務者　加藤　　隆
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７４３号
北海道江別市八幡48番地、申立時の住所札幌市豊平区豊平９条９丁目２番10号
債務者　信太　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５７号
札幌市東区北32条東１丁目３番17号　サンシャイン32―101
債務者　木下　忠義
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部